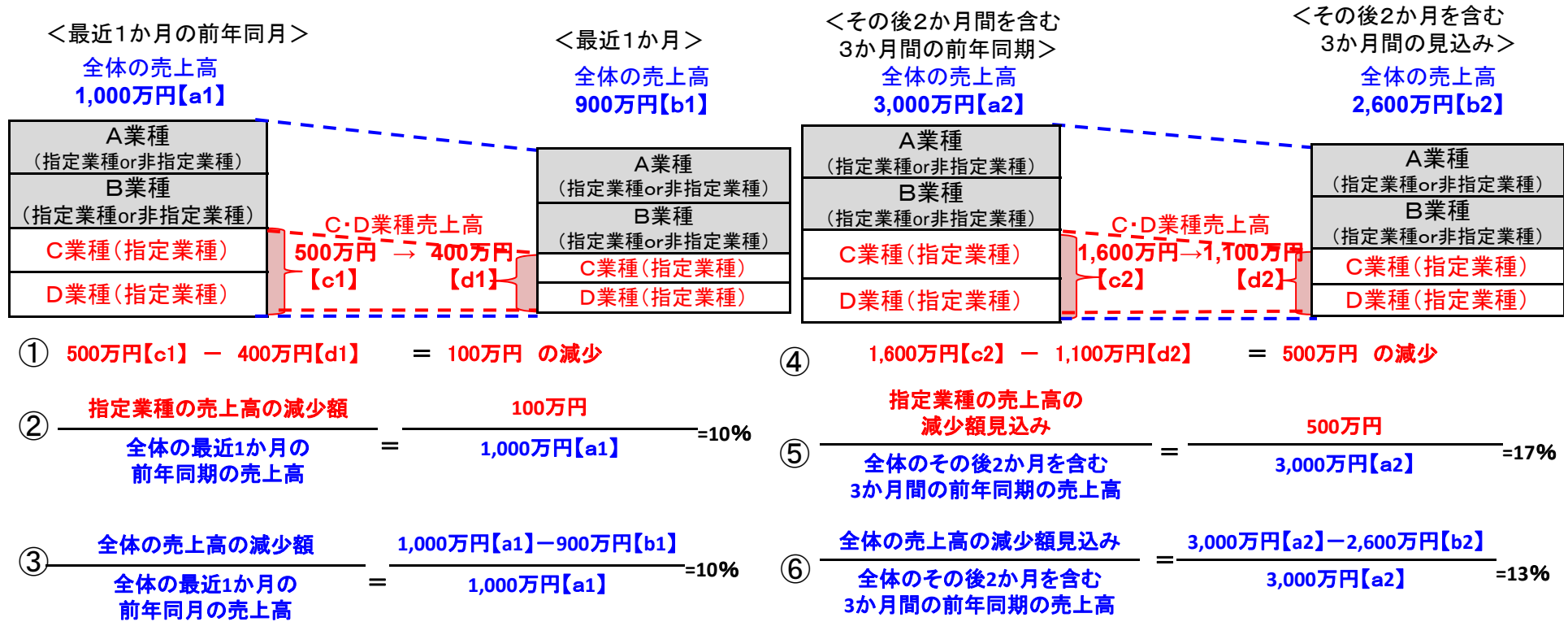


認定要件③に係る(ハ)の基準の取扱い

(指定業種の売上高等の減少等が企業全体の売上高等に相当程度の影響を与えていることに係る要件(円高要因関係))

- 以下の要件のいずれも満たすこと。(※売上高等の減少が円高によるものであることを具体的に記述した書面(理由書)も必要。)
- ①指定業種の最近1か月の売上高等が前年同月比で減少等していること。
 - ②企業全体の最近1か月の前年同月の売上高等に対する、指定業種の減少額等の割合が10%以上であること。
 - ③企業全体の最近1か月の売上高等が前年同期比で10%以上減少していること。
 - ④最近1か月の後の2か月を含む3か月間の指定業種の売上高等が前年同期比で減少等することが見込まれること。
 - ⑤最近1か月の後の2か月を含む3か月間の前年同期の企業全体の売上高等に対する、指定業種の減少額等の見込みの割合が10%以上であること。
 - ⑥最近1か月の後の2か月を含む3か月の企業全体の売上高等が前年同期比で10%以上減少することが見込まれること。
- 下記のケースでは、①から⑥のいずれの要件も満たすため、認定の対象となります。



- ※1: 売上高が減少している、あるいは減少することが見込まれる指定業種(C業種・D業種)について、売上高を業種毎に算出せず合算値とすることも可。
- ※2: C業種及びD業種が指定業種であること、並びにC業種及びD業種の売上高及び企業全体の売上高の増減でもって要件を満たすことが確認できれば、認定申請者はA業種及びB業種が指定業種か否かの疎明、並びに当該業種の売上高の算出は不要。